

7 高健対第 142 号

令和 7 年 4 月 21 日

各医療機関 担当者 様

高知県健康政策部健康対策課長

令和 5 年度高知県新型コロナウイルス患者外来協力医療機関設備整備
事業費補助金に係る消費税の報告について（再周知）

日頃より、県の感染症対策へご協力いただきありがとうございます。

さて、別添のとおり提出を依頼しておりました令和 5 年度の高知県新型コロナウイルス患者外来協力医療機関設備整備事業費補助金交付要綱第 10 条第 3 項に基づく報告について、速やかに添付書類を添えてご提出いただきますよう改めてお願いします。要綱上の提出期限は、令和 7 年 6 月 15 日となっていますが、期限によらず早めのご報告をいただきますよう、ご協力をお願いします。

なお、今回の報告により消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該要綱に基づき当該金額を県に返納していただくことになります。

様式等は、ホームページに掲載しています。

高知県健康政策部健康対策課ホームページ

「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告について（令和 5 年度高知県新型コロナウイルス患者外来協力医療機関設備整備事業費補助金）」

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024061100217/>



【問い合わせ先】

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内 1-2-20

高知県健康政策部健康対策課

感染症担当 杉本・今井

TEL : 088-823-9677 FAX : 088-873-9941

E-mail : kansensyou@ken.pref.kochi.lg.jp

各医療機関 担当者 様

高知県健康政策部健康対策課長

令和 5 年度高知県新型コロナウイルス患者外来協力医療機関設備整備
事業費補助金に係る消費税の報告について

貴院に対し交付した標記補助金について、消費税の申告を終えましたら、令和 5 年度の高知県新型コロナウイルス患者外来協力医療機関設備整備事業費補助金交付要綱第 10 条第 3 項に基づき、下記の添付書類を添えて、速やかにご報告いただきますようお願いいたします。

なお、今回の報告により消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該金額を県に返納していただくことになります。

記

- 1 提出書類 ※返納額がない場合でも提出が必要です。
 - (1) 別記第 4 号様式（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書）
 - (2) 確定申告書の写し
 - (3) 確定申告書の付表（課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表）の写し等
- 2 計算方法
 - (1) 課税売上割合が 95%以上の場合
 - ・ 補助金額 $\times 10/110$ ＝返納額（円未満切り捨て）
 - (2) 一括比例配分方式の場合
 - ・ 補助金額 $\times 10/110 \times$ 課税売上割合＝返納額（円未満切り捨て）
 - (3) 個別対応方式の場合
 - ・ A と B の合計額
 - A：課税売上にのみ要する補助対象経費に使用された補助金
補助金額 $\times 10/110$ ＝返納額（円未満切り捨て）
 - B：課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金
補助金額 $\times 10/110 \times$ 課税売上割合＝返納額（円未満切り捨て）
 - (4) 簡易課税方式の場合
 - ・ 返納額なし（ただし報告書の提出は必要です。）
 - (5) 公益法人等で特定収入割合が 5 %を超えている場合
 - ・ 返還額なし（ただし報告書の提出は必要です。）

◇計算時の注意点

- ・課税売上割合等、計算途中において小数点以下を切り捨て及び切り上げは行わず、返還額の円未満を切り捨ててください。

3 補助金の返還時期について

返還時期については、別途調整のうえご連絡させていただきます。

4 提出先

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内1-2-20

高知県健康政策部健康対策課 ~~新興感染症担当~~あて